

○東京農業大学研究倫理規程

制 定 平成27年10月 1日

最近改正 令和 6年 4月 1日

目 次

第1章 総則

第1条 (趣旨)

第2条 (定義)

第3条 (研究者等の責務)

第2章 不正防止のための体制

第4条 (最高管理責任者)

第5条 (統括管理責任者)

第6条 (部局責任者)

第7条 (研究倫理教育責任者)

第8条 (研究倫理委員会)

第9条 (倫理委員会の事務)

第3章 不正行為の通報・予備調査・調査

第10条 (不正行為の通報・相談窓口)

第11条 (調査申し立て)

第12条 (予備調査委員会)

第13条 (調査委員会)

第14条 (異議申し立て)

第15条 (配分機関との協議及び報告書の提出)

第16条 (調査結果の公表)

第4章 措置等

第17条 (研究費の使用中止)

第18条 (論文等の取下げ等の勧告)

第19条 (懲戒処分に対する配分機関等への報告)

第20条 (是正措置等)

第21条 (措置の解除等)

第5章 雑則

第22条 (事務)

第23条 (規程の改廃)

附 則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、東京農業大学(以下「本学」という。)に所属する研究者等が、研究を実施するにあたり、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 研究活動上の不正行為

ア 故意又は研究者としてわかまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる捏造、改ざん又は盗用。

(ア) 捏造 存在しないデータ及び研究結果等を作成すること。

(イ) 改ざん 研究資料、機器並びに過程を変更する操作を行い、データ及び研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(ウ) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文及び用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

イ 既に学術誌等に投稿中又は発表した論文と本質的に同じ論文の二重投稿及び論文著者が適正に公表されていない不適切なオーサーシップ等において、研究者の行動規範並びに社会通念上に照らした研究倫理に逸脱する行為。

ウ ア及びイ以外の研究活動上の不適切な行為であって、研究者の行動規範並びに社会通念に照らして研究倫理から逸脱の程度が甚だしいもの。

(2) 研究者等

本学の研究費を使用して研究活動を行う者及びこれを支援する者。

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、別に定める「東京農業大学における研究活動に係る行動規範」を遵守し、研究活動上の不正行為(以下「不正行為」という。)を行ってはならない。併せて、不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、自ら研究倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講するとともに、監督する学生等に対して研究倫理上の指導を行わなければならない。

3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保し、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データ及びその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理しなければならない。さらに、開示の必要性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

第2章 不正防止のための体制

(最高管理責任者)

第4条 本学に大学全体を統括し、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、最終的な責任と権限を有する最高管理責任者(以下「最高責任者」という。)を置く。

2 最高責任者は、学長をもってこれに充て、職名を公開する。

3 最高責任者は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する基本方針を策定並びに周知するとともに、公正な研究活動を推進するための体制整備に努めなければならない。

(統括管理責任者)

第5条 本学に研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、本学全体を統括する権限と責任を有する統括管理責任者(以下「統括責任者」という。)を置く。

2 統括責任者は、学長が指名する副学長をもってこれに充て、職名を公開する。

3 統括責任者は、基本方針に基づいて本学全体の公正な研究活動を推進するために適切な措置を講ずるものとする。

(部局責任者)

第6条 本学に、各部局における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任を有する部局責任者を置く。

2 部局責任者は、学部長、教職・学術情報課程主任、事務局長、大学総務部長、農生命科学研究センター長、農学部事務部長及び生物産業学部事務部長をもってこれに充て、職名を公開する。

3 部局責任者は、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるとともに不正行為の通報及び相談に適切に対応するものとする。

(研究倫理教育責任者)

第7条 本学における研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者(以下「教育責任者」という。)を置く

- 2 教育責任者は、統括責任者をもってこれに充て、職名を公開する。
- 3 教育責任者は、本学に所属する研究者等に対し、研究倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。
(研究倫理委員会)

第8条 本学に、不正行為を防止するため、以下の組織体制による研究倫理委員会(以下「倫理委員会」という。)を置く。

- 2 倫理委員会は、次の事項を行う。
 - (1) 研究倫理についての研修、教育の企画及び実施に関する事項
 - (2) 研究倫理についての国内外における情報の収集及び周知に関する事項
 - (3) 研究者等の不正行為の防止に関する事項
 - (4) その他研究倫理に関する事項
- 3 倫理委員会の委員は、次に掲げる者とする。
 - (1) 副学長(統括責任者)
 - (2) 各大学院研究科委員長
 - (3) 各学部長
 - (4) 教職・学術情報課程主任
 - (5) 事務局長
 - (6) 大学総務部長
 - (7) 教務支援部長
 - (8) 総合研究所長
 - (9) 農生命科学研究センター長
 - (10) 図書館長
 - (11) 農学部事務部長及び生物産業学部事務部長
 - (12) その他学長が指名する科学研究及び研究者の行動規範等について専門知識を有する者若干名
- 4 倫理委員会に委員長を置き、副学長(統括責任者)をもってこれに充てる。
- 5 委員長に事故あるときは、委員の互選により副委員長を選任し、その職務を代行する。
- 6 倫理委員会は、必要に応じて委員以外の出席を求め、意見又は助言を聴くことができる。
- 7 倫理委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 8 倫理委員会は、委員総数の過半数の出席によって成立し、議決は、出席委員の過半数によって決する。

(倫理委員会の事務)

第9条 倫理委員会に係わる事務は、総合研究所事務部及び大学総務部が行う。

第3章 不正行為の通報・予備調査・調査

(不正行為の通報・相談窓口)

第10条 不正行為についての相談、通報及び告発(以下「通報等」という。)の窓口は、第6条第2項に定める部局責任者とする。

(調査申し立て)

第11条 不正行為の疑いがあると思料する者(以下「通報者」という。)は、通報等の窓口を通じて統括責任者に対し、次の各号に示す項目を書面にて提出し、調査を申し立てること(以下「調査申し立て」という。)ができる。

- (1) 通報者の氏名及び連絡先
- (2) 不正行為の疑いがある研究者等の氏名又は研究グループ等名称(以下「調査対象者」という。)
- (3) 不正行為の様態及び事案の内容

2 通報等の窓口は、通報者からの調査申し立てについて前項各号の記載事項を確認し、統括責任者に報告す

- 3 統括責任者は、前項に定める書面を確認し、不正行為とする科学的・合理的な理由を相当と認めた場合、これを受理し、通報者による告発(以下「通報告発」という。)として取り扱う。
- 4 統括責任者は、前項に基づき、当該事実について、最高責任者に報告する。
- 5 最高責任者は、通報者に対して、秘密の遵守その他通報者の保護をするための適切な措置を講じなければならない。
- 6 最高責任者は、通報告発が成立したことをもって、調査対象者に対して研究活動の制限や不利益な取扱いをしてはならない。

(予備調査委員会)

- 第12条 最高責任者は、前条第4項に定める事項が発生した場合、予備調査委員会を組織し、統括責任者に対して予備調査を諮問する。
- 2 学校法人東京農業大学内部公益通報取扱規程第10条第3項に定める公益通報に基づき、公益通報対応業務従事者から要請があった場合、最高責任者は、前条第1項に基づく項目を確認し、前項のとおり予備調査を諮問する。
 - 3 予備調査委員会の委員長は、最高責任者が指名し、委員は統括責任者が推薦し最高責任者が指名する。
 - 4 最高責任者が認める場合、予備調査委員に外部有識者を加えることができる。
 - 5 予備調査委員会は、次の各号に定める事項について予備調査を実施する。
 - (1) 通報告発の不正行為が行われた可能性
 - (2) 通報告発において示された科学的な合理性のある理由の論理性
 - (3) 通報告発の内容の合理性、調査可能性
 - (4) その他前各号の予備調査に必要な事項
 - 6 予備調査委員会は、予備調査にあたり、調査対象者に対して必要書類の提出及び関係者へのヒアリングを行う。
 - 7 予備調査委員会は、第11条に定める通報等の受付から30日以内に第13条に定める調査委員会の要否、その理由並びに概要について、最高責任者に報告する。
 - 8 最高責任者は、第13条に定める調査委員会による調査を実施することを決定した場合は、当該事案に係る資金配分機関(以下「配分機関」という。)及び関係省庁にその旨を報告する。
 - 9 最高責任者は、第13条に定める調査委員会による調査を実施しないことを決定した場合、調査の不実施及び理由について通報者及び調査対象者に通知する。この場合、最高責任者は、予備調査にかかる資料等について、予備調査完了から3年間保管し、該当事案に対する配分機関及び通報者が求めた場合、予め定めた手続きに基づき、開示する。
 - 10 最高責任者は、予備調査の結果について、第1項に定める事案については、理事長に報告し、第2項に定める事項については、総括者に報告する。
 - 11 最高責任者は、予備調査及び第13条に定める調査の過程において、調査対象となる研究者等の研究費の執行停止を命ずることができる。

(調査委員会)

- 第13条 最高責任者は、前条に定める予備調査の結果について、不正行為に当たる又は不正行為が疑われる場合、調査委員会を設置し、該当する行為の内容、関与した者及び関与の程度等について調査の上、不正行為の存否について認定を求めるものとする。
- 2 前項の調査委員会は、最高責任者の要請に基づき理事長が許可した場合、学校法人東京農業大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)第57条又は学校法人東京農業大学有期雇用職員就業規則(以下「有期就業規則」という。)第47条に定める調査委員会を兼ねる。
 - 3 前項に定める調査委員会の委員長(以下「調査委員長」という。)は最高責任者が指名し、委員は統括責任者が推薦し最高責任者が指名する。

- 4 調査委員会の委員は、半数以上を外部有識者で構成し、かつ通報者及び調査対象者と直接の利害関係を有しない者とする。また、調査委員長が必要と認める場合、最高責任者の承認を得て弁護士等を委員とすることができる。
- 5 最高責任者は、調査委員会を設置したとき、調査委員の氏名や所属を通報者及び調査対象者に対して通知する。
- 6 調査委員長は、第1項の調査委員会の設置から30日以内に調査委員会による調査を開始し、調査の開始から150日以内に次の各号について事実確認を行い、その結果を最高責任者に報告する。
 - (1) 不正行為の存否
 - (2) 前号の不正行為が存在せず、告発等が通報者の悪意に基づくものであると疑われる場合は、通報者における悪意の存否
 - (3) 不正行為と認定した場合は、内容及び不正行為に関与した者とその関与の度合い
 - (4) 不正行為と認定した研究活動における役割
 - (5) その他関連する事項
 - (6) 前各号に定める事項のほか、第2項に定める調査委員会を兼ねる場合は、その該当事項
- 7 調査委員会は、前項の調査結果について、物的・科学的証拠、通報者・調査対象者等の証言、調査対象者の自認等に基づき、不正行為の存否について認定を行う。ただし、調査対象者の自認を唯一の証拠として不正行為を認定することができない。
- 8 調査委員会は、次の各号に該当する場合、調査対象者の不正行為を認定することができる。
 - (1) 物的・科学的証拠、証言等により、調査対象者の不正行為の疑いが覆されない場合
 - (2) 調査対象者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為の疑いを覆す証拠を示せない場合ただし、本号に定める基本的な要素の不足が、調査対象者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない事情等正当な理由があると認められる場合は、この限りではない。また、研究分野における合理的な保存期間を超える場合又は調査対象者の所属機関（対象研究活動時の所属研究機関を含む）が定める保存期間を超える場合は、この限りではない。
- 9 通報者及び調査対象者は、調査委員会による調査に協力しなければならない。
- 10 調査委員会は、第6項の調査に当たり、調査対象とする研究における論文、実験ノート及び生データ等の資料の収集及び関係者へのヒアリングを行う。
- 11 調査委員会は、通報者及び調査対象者による独自の調査を禁止する。
- 12 調査委員会は、調査に当たり通報者、調査対象者、通報内容及び調査内容が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、秘密保持を徹底する。
- 13 調査委員会は、調査対象者に対して調査完了し、措置が確定するまでの期間、調査に関係する研究活動について証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置を講じる。
- 14 最高責任者は、調査委員会による調査結果について、理事長に報告する。
- 15 前項のほか、第12条第2項に定める公益通報については、総括者に報告する。
- 16 最高責任者は、調査の結果について、通報者及び調査対象者に書面にて通知する。
- 17 調査委員会は、調査及び認定に当たり、通報者及び調査対象者に弁明の機会を与える等、公正を期さなければならない。

(異議申し立て)

第14条 通報者及び調査対象者は、前条第14項に基づく通知について、通知を受領してから起算して14日以内に不服の理由を付した文書（最高責任者宛）をもって、第10条に定める通報等の窓口へ異議申し立てをすることができる。

- 2 前項の異議申し立てがあった場合、調査委員会は、再調査実施の可否を決定し、その旨を通報者、調査対象者、配分機関及び関係省庁に報告する。
- 3 調査委員会は、前項に定める再調査を実施する場合、再調査の開始から50日以内に完了する。
- 4 調査委員長は、最高責任者に対して再調査の結果を報告する。
- 5 最高責任者は、前項の再調査結果について、理事長又は総括者に対して報告する。
- 6 最高責任者は、再調査の結果について、通報者及び調査対象者に通知し、配分機関及び関係省庁に報告する。

(配分機関との協議及び報告書の提出)

第15条 最高責任者が必要と認める場合、第13条に定める調査委員会による調査について、調査の方針、対象及び方法等を、事前に配分機関に報告し、又は協議する。

2 最高責任者は、第13条に定める調査委員会による調査結果について、配分機関に対して第11条第1項各号の事案を受け付けた日から起算して210日以内に次の各号について報告書を提出する。

- (1) 経緯・概要(発覚の経緯、調査の経緯)
- (2) 調査(調査体制・内容・調査期間・調査方法手順等)
- (3) 調査結果(不正行為の種別・内容、関与した研究者等、経費・研究課題、研究資金、機関としての結論と判断理由等)

3 最高責任者は、配分機関が求める場合、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告等を配分機関に報告する。

4 最高責任者は、配分機関の求めに応じ、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事業に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

5 最高責任者は、配分機関から、調査対象者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに伴った措置を講じなければならない。

6 最高責任者は、就業規則第60条又は有期就業規則第50条に基づく懲戒処分が決定した場合、配分機関に対して、報告しなければならない。

(調査結果の公表)

第16条 最高責任者は、不正行為と認定した場合及び悪意に基づく通報と認定した場合、調査結果を公表する。

2 前項に定める公表の内容は、当該不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属及び調査の方法・手順等とし、公表の範囲については、最高責任者が決定する。

3 最高責任者は、不正行為が行われなかったと認定した場合、調査結果を公表しない。ただし、次の各号に認定した場合は、最高責任者が認めた情報を公表する。

- (1) 公表した事実には誤りがある場合
- (2) 調査の過程における未認定の事実等が外部に漏洩したと認定した場合又は公表の範囲を超える公表があった場合
- (3) その他最高責任者が、公表することが適当と認めた場合

第4章 措置等

(研究費の使用中止)

第17条 最高責任者は、次の各号に認定した者(以下「被認定者」という。)に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずる。

- (1) 不正行為に関与したと認定した者
- (2) 不正行為を認定した論文等の内容に重大な責任を負う者として認定した者
- (3) 不正行為を認定した研究等に関係する研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定した者

(論文等の取下げ等の勧告)

第18条 最高責任者は、被認定者に対して、不正行為と認定した論文等の取り下げ、訂正又はその他の措置を勧告する。

2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に対する応諾について、最高責任者に対して文書にて回答しなければならない。

3 最高責任者は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表することができる。

(懲戒処分に対する配分機関等への報告)

第19条 研究者等が不正行為により就業規則第12章又は有期職員就業規則第12章に基づき懲戒処分された場合、最高責任者は、配分機関及び関係省庁に対して、懲戒処分と内容等を報告する。

(是正措置等)

第20条 最高責任者は、不正行為と認定した場合には、委員会に対し再発防止策等の検討を指示し、速やかに是正措置等を講じる。

2 最高責任者は、前項に基づいて実施した是正措置等の内容を、配分機関及び関係省庁に報告する。

(措置の解除等)

第21条 最高責任者は、不正行為が行われなかったと認定した場合、最高責任者は、第12条第11項に定める研究費の支出停止等の措置を解除する。

2 最高責任者は、不正行為を行わなかったと認定した場合、最高責任者は、調査対象者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じる。

第5章 雑則

(事務)

第22条 この規程に関する事務は、総合研究所事務部が行う。

(規程の改廃)

第23条 この規程の改廃は、全学審議会及び教授会の意見を聴き、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年 3 月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 4 月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2年 4 月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4年 4 月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4年 9 月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5年 1 月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。